

●香川県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|--------------------|-----------------|
| 平成24年5月1日 | 医療法人社団愛有会 瀬尾 医院 | 三豊市仁尾町仁尾丁898番地3 |
| 平成24年5月1日 | たきのみや三好薬局 | 綾歌郡綾川町滝宮479番地10 |
| 平成24年6月1日 | イルカ調剤薬局 坂出店 | 坂出市旭町3丁目1番11号 |
| 平成24年6月1日 | 辻上薬局 長尾店 | さぬき市長尾西780番地2 |
| 平成24年6月5日 | つじ整形外科クリニック | さぬき市長尾西778番地4 |
| 平成24年6月6日 | あいおい薬局 | 東かがわ市馬宿207番地1 |